育児・介護休業法の概要

育児休業·介護休業制度

- 子が1歳(一定の場合は、1歳半)に達するまで <u>(父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2ヶ月に達するまでの間の1年間<パパ・ママ育休プラス>)</u> の育児休業の権利を保障
- 〇 対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回、通算して93日まで、介護休業の権利を保障 ※一定の条件を満たした期間雇用者も取得可能

短時間勤務等の措置

- 〇 <u>3歳に達するまでの子を養育する労働者について、</u> 短時間勤務の措置(1日原則6時間)を義務づけ
- 常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護 を行う労働者に対し、次のいずれかの措置を事業主 に義務づけ
 - ①短時間勤務制度 ②フレックスタイム制
 - ③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ④介護費用の援助措置

時間外労働の制限

○ 小学校就学前までの子を養育し、又は介護を行う 労働者が請求した場合、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限

所定外労働の免除

○ <u>3歳に達するまでの子を養育する労働者が請求し</u>た場合、所定外労働を免除

深夜業の制限

○ 小学校就学前までの子を養育し、又は介護を行う 労働者が請求した場合、深夜業を制限

子の看護休暇制度

○ 小学校就学前までの子が<u>1人であれば</u>年5日、<u>2人</u> 以上であれば年10日を限度として看護休暇付与を 義務づけ

介護休暇制度

〇 要介護状態にある対象家族が1人であれば年5日、 2人以上であれば年10日を限度として介護休暇 付与を義務づけ

転勤についての配慮

○ 労働者を転勤させる場合の、育児又は介護の状況 についての配慮義務

不利益取扱いの禁止

○ 育児休業等を取得したこと等を理由とする解雇 その他の不利益取扱いを禁止

※下線部は、平成21年6月の法改正により改正された部分。 改正法の施行日:原則として平成22年6月30日(ただし、一部の規定は、 常時100人以下の労働者を雇用する事業主については平成24年7月1日)